

板橋区立上板橋第一中学校  
移転に伴う通学支援補助金FAQ

●公共交通機関利用料

通番	よくある質問	回答
1	小茂根校舎から1.5 km以上離れた地域から通学していますが、本来上一中の通学区域ではありません。交付の対象になりますか。	交付の対象になります。 交付の対象地域からの通学であれば、通学区域の内外に関わらず、交付の対象になります（これまでバス通学していた方を除く）。
2	南常盤台校舎まで大和町バス停から乗車し、バス通学をしていました。補助金の対象になりますか。	交付の対象になりません。 移転に伴い新たにバス通学が必要になった生徒を対象としています。
3	元々下赤塚駅から東武東上線（ときわ台駅）で通学していましたが、今後小竹向原駅を使用する予定です。定期代は出ますか。	ときわ台駅までの定期券と小竹向原駅までの定期券の差額のみ交付の対象になります。
4	3社共通定期ではなく、国際興業の定期を購入してもいいですか。	購入自体は問題ありません。ただし補助金の交付対象は、学校への通学を目的に購入された記名式の通学定期券のみ、3社共通定期券代を上限に交付となります。また、週に3回以上別の目的（塾や習い事）でその定期券を使用する場合は、交付の対象になりません。
5	交付の対象とならないのを週に3回としている理由は何ですか？	基本的に授業が週5日あるので、5日のうち過半数である3日以上別の目的で利用する場合は、定期券の利用目的が学校以外であるとみなし、交付の対象外にしています。
6	1か月定期を購入してもいいですか。	購入自体は問題ありません。ただし、交付上限額は3か月定期券を基準とするため、自己負担が発生する場合があります。
7	子があまり学校に行けていません。定期券を購入せず、都度払いでも交付の対象になりますか。	原則定期代のみを交付の対象としています。通学機会の確保や現金の盗難・紛失の観点からも、定期券の購入をお願いします。 在籍期間中に、長期入院や海外渡航をする場合は、わかり次第すぐにご相談ください。
8	定期券の写しを取り忘れしました。領収書でも交付の対象になりますか。	交付の対象になりません。 必ず「期間」「区間」「使用者名」「金額」が記載された定期券の写しが必要となります。 忘れず大切に保管してください。
9	生活保護受給中です。収入認定の対象になりますか。	担当のケースワーカーにご確認ください。 また、生活保護にて通学費用の扶助または認定除外を受けている場合は、この補助金は交付対象外です。
10	申請者と生徒が同居していません。交付の対象になりますか。	同居は交付の要件としていません。 住所要件を満たしているかご確認ください。
11	登校時は公共交通機関の混雑を避け「徒歩」で通学し、下校時は公共交通機関を利用することを考えていますが、補助対象となりますか。	メインの通学手段が徒歩の場合は、補助の対象になりません。あくまでメインの通学手段をバス通学として定期券を購入される場合であれば、補助の対象になります。
12	定期券代の交付対象地域から通学していますが、晴天時は徒歩通学し、雨天時または体調不良時は公共交通機関を利用することを考えていますが、補助対象となりますか。	メインの通学手段が徒歩であれば補助の対象になりません。

通番	よくある質問	回答
13	定期券代の交付対象地域から通学していて、元々徒歩で通学する予定でした。年度の途中でバス通学に変更した場合、交付の対象になりますか。	交付の対象になります。 ただし、年度途中で定期券を購入する場合は、買い方が特殊であるため必ず事前に新しい学校づくり課または学校へお問い合わせください。
14	定期券代の交付対象地域から徒歩で通学していますが、ケガ等により一定期間（数か月）バスを利用する場合は補助対象となりますか。	交付の対象になります。 Q13と同様、年度途中で交通手段を変更したものとして扱います。買い方が特殊であるため必ず事前に新しい学校づくり課または学校へお問い合わせください。
15	令和6年4月以降公共交通機関を利用し交通費補助を受けた場合、新校舎完成後も交通費補助を受けられますか。	受けられません。 通学支援補助金は、小茂根校舎で学校運営が行われている期間のみの補助金になります。
16	年度途中で区内転居をする予定です。転校せずに通学する場合は、補助は継続して受けられますか。	転居先で再度交付の要件を満たしていることが必要になります。対象地域から対象外地域へ引っ越した場合は、住所の異動があった日から交付対象外になります。
17	年度途中で区外転居をする予定です。転校せずに通学する場合は、補助は継続して受けられますか。	受けられません。 住所の異動があった日から交付対象外になります。

### ●GPS端末料・サービス利用料

通番	よくある質問	回答
1	元々GPSを持っていますが、補助の対象になりますか。	対象期間のGPSサービス利用料については、交付の対象になります。 端末代については、交付対象期間の2か月前からの購入分のみ、1度に限り交付の対象となります。 なお、GPS端末をすでにお持ちの方が交付対象期間中に新しく買いなおす場合においても、支給の対象となります。
2	GPSが故障しました。修理代は出ますか。	交付の対象外です。 また、補償や紛失の保険料も交付の対象外です。
3	利用料を毎月自動引き落としや携帯のメディア決済を検討しています。支払いの証明書がない場合は、申請時どのようにすればいいですか。	通帳の写しや支払い内訳の写しなどの提出をお願いします。
4	スマホのGPS機能を利用する予定です。スマホ端末代は補助の対象となりますか。	交付の対象外です。 GPS端末代は、GPS機能のみ利用可能なものに限定されます。
5	GPS端末をレンタルする場合、補助対象になりますか。	継続した期間に限り交付の対象になりますが、購入の場合と上限額は同じになります。一度利用をやめ再開した場合や利用途中に上限額に達した場合、以後自己負担になりますのでご注意ください。

### ●就学奨励費自己負担金

通番	よくある質問	回答
1	小茂根校舎から1.5km以内ですが、補助の対象になりますか。	就学奨励費で通学費の交付が認められている場合は、学校からの距離に関わらず補助の対象になります。
2	1人での通学が難しいため、親が付き添っています。付添人の交通費も交付の対象になりますか。	就学奨励費で付添人の通学費も対象になっている場合のみ、付添人の差額も交付の対象になります。
3	就学奨励費を申請せず、こちらの補助金のみを申請してもいいですか。	申請できません。 こちらの補助金は、就学奨励費を受給している方のみが対象になります。 公共交通機関利用料の補助対象に該当するかご確認ください。